

茨城県における中山間地域等 (令和6年4月1日現在)

茨城県における中山間地域等は下記のとおりです。なお、この内容は、今後、変更になる場合もありますので、ご了承願います。

- 特別地域加算 (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与) の対象となる地域
⇒下記の②
※当該地域に所在する事業所が訪問介護等を行った場合
- 中山間地域等における小規模事業所加算の対象となる地域
⇒下記の①、③、④
※当該地域に所在する小規模事業所が訪問介護等を行った場合
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象となる地域
⇒下記の①、②、③、④
※通常の事業実施地域を越えて、当該地域に居住する者に訪問介護等を行った場合 (事業所の所在地は問わない。)

① 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (昭和37年法律第88号) 第2条第1項に規定する辺地

辺地 (52 辺地)	常陸太田市 (大草・蜂巣、大藪・中沢、原沢・千寿、里川、徳田) 高 萩 市 (中戸川、大能、上君田、下君田、若栗) 北 茨 城 市 (才丸、花園) 常陸大宮市 (檜山、下伊勢畑、上伊勢畑、野田、秋田、中居、諸沢西区、久隆区、 照山区、諸沢東区、長沢区、家和楽区、盛金区、鷲子西部、 小田野北部、東河戸上、入檜沢上、仲河戸、大岩、千田、入本郷、 吉丸、油河内、小松、小舟) 鉾 田 市 (紅葉、大竹、白塚、上釜、沢尻、柏熊新田、柏熊、半原、青柳、 大戸、江川、中居、青山) 大 子 町 (北吉沢、冥賀、滝倉)
---------------	--

② 山村振興法 (昭和40年法律第64号) 第7条第1項により指定された振興山村

振興山村 (6 市町)	日 立 市 (旧中里村) 常陸太田市 (旧里美村) 高 萩 市 (旧高岡村) 常陸大宮市 (旧伊勢畑村、旧美和村) 城 里 町 (旧七会村) 大 子 町 (旧依上村、旧佐原村、旧黒沢村、旧生瀬村)
----------------	---

③ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備促進に関する法律 (平成5年法律第72号) 第2条第1項により指定する特定農山村地域

特定農山村地域 (9 市町)	日 立 市 (旧十王町) 古 河 市 (旧三和町、旧岡郷村) 常陸太田市 (旧誉田村、旧河内村、旧金砂村、旧水府村、旧里美村) 高 萩 市 北 茨 城 市 (旧華川村、旧関本村) 常陸大宮市 (旧大場村、旧世喜村、旧下小川村、旧伊勢畑村、旧美和村) 坂 東 市 (旧生子菅村、旧沓掛村) 城 里 町 (旧七会村) 大 子 町
-------------------	--

④ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年法律第19号) 第2条第2項の規定により公示された過疎地域

過疎地域 (11 市町)	常陸太田市 (旧水府村、旧里美村) 潮 来 市 (旧牛堀町) 常陸大宮市 (旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村) 稲 敷 市 かすみがうら市 (旧霞ヶ浦町) 桜 川 市 行 方 市 城 里 町 (旧桂村、旧七会村) 大 子 町 河 内 町 利 根 町
-----------------	--